

【必ずお読みください】

令和7年度における学校体育施設開放事業について

学校体育施設のご利用にあたっては、市ホームページ上の利用ガイドを熟読の上で利用団体登録や利用手続をしてくださるようお願いいたします。また、次の事項についてご理解とご協力をお願いいたします。

■学校体育施設ご利用の上での前提について

- 学校体育施設開放事業(以下「本事業」といいます。)は、学校行事に支障のない範囲内で行うものです。したがって、学校行事よりも優先することはありませんのでご了承ください。
- 予約された時間帯に学校行事(準備を含む)が組まれることもあります。この場合には本事業での利用はキャンセルされます。
- 本事業は各学校の協力のもと実施しています。利用ガイドや各学校の注意事項を熟読いただきご理解いただいた上で利用してください。

■年間利用のための団体登録申請期間について

- 1年間を通じて定期的に利用いただくには、他の団体の利用との調整が必要になります。このため、団体登録の申請期限を次のとおりいたします。

登録申請締切日 **令和7年1月24日(金)**



登録案内

- 上記の申請期限を過ぎますと、定期利用の調整対象外となり、年間の予約ができないばかりでなく、学校体育施設の定期利用以外の空き時間をご利用いただくこととなりますのでご注意ください。
- 登録は、右の QR コードまたは次の URL から入力してください。



WEB 登録フォーム

- ・登録案内 <https://www.city.nagahama.lg.jp/0000012194.html>
- ・登録フォーム <https://logoform.jp/f/3iX9Z>

■団体登録申請で必要な提出書類について

- **【必須】**学校体育施設利用団体登録申請書(すべての団体)
 - **【必須】**学校体育施設利用にかかる誓約書(すべての団体)
 - **【団体種別により必須】**減免団体構成名簿(青少年育成を目的とする団体[※]は必ず提出)
 - **【任意】**学校体育施設利用に関する意見等(意見を提出しようとする団体)
- ※ 青少年育成を目的として登録できるのは中学生以下の団員が過半数以上(+指導者)で活動されている団体に限ります。登録に虚偽があることが判明した場合、登録を抹消する場合があります。
- ※ 複数の学校を登録される場合でも、名簿の提出は1部で構いません。

■調整会議について

- 一部または全部の利用時間帯が他の団体と重複する団体様においては、関係団体間で調整の機会を設けますが、**基本的には電話連絡といたします**。調整が必要となった場合は、関係団体の利用責任者様にご連絡差しあげますのでご了解ください。
- 調整では基本的に譲り合いをお願いしておりますが、不調の場合は抽選(くじ引き)などで決定します。抽選が外れた団体様は、その時間帯での利用はできなくなりますのでご了承ください。

■施設予約について

- 令和7年度分のご利用予約は、年間利用分も含めて団体様にお願いいたします(予約方法は利用ガイドをご覧ください)。
- **年間利用予約の受付期間は、利用枠の確定後に改めてお知らせします**。おおむね2月～3月の見込みです。
- **年間利用予約の受付期間を過ぎた場合は、年間分の予約はできません**(通常の2か月先までの空いている施設での予約はできます)。
- **現在登録されているすべての団体は、令和6年度中の登録有効期限であることから、令和7年4月以降の利用予約は行わないようにしてください**(予約が入っていた場合は消去いたします)。
- **年末年始や夏季休業中(盆休暇)の閉校期間は、原則として利用できません**。学校の閉校日は、4月以降に確定されます。
- 年間登録以外の利用では、利用する2か月前の1日から利用日の7日前までの間に申請できます。

■施設予約について

- 予約のキャンセルは、利用予定日の7日前までは利用団体様側で行ってください。利用日前7日を過ぎると学校側でしかキャンセルできませんので、この場合は利用先の学校へご連絡ください。
- キャンセル行為を繰り返し行い、他の団体様の利用の妨げとなっていると市が判断する場合には、事情を聞き取りさせていただくことがあります。

■団体様への連絡手段について

- 事務連絡は、基本的に利用責任者様へ電子メールにてお送りします。添付ファイルによっては送信容量が大きくなる場合がありますがご容赦ください。
- 負担金の請求書は、利用責任者様のご住所に文書にてお送りします。